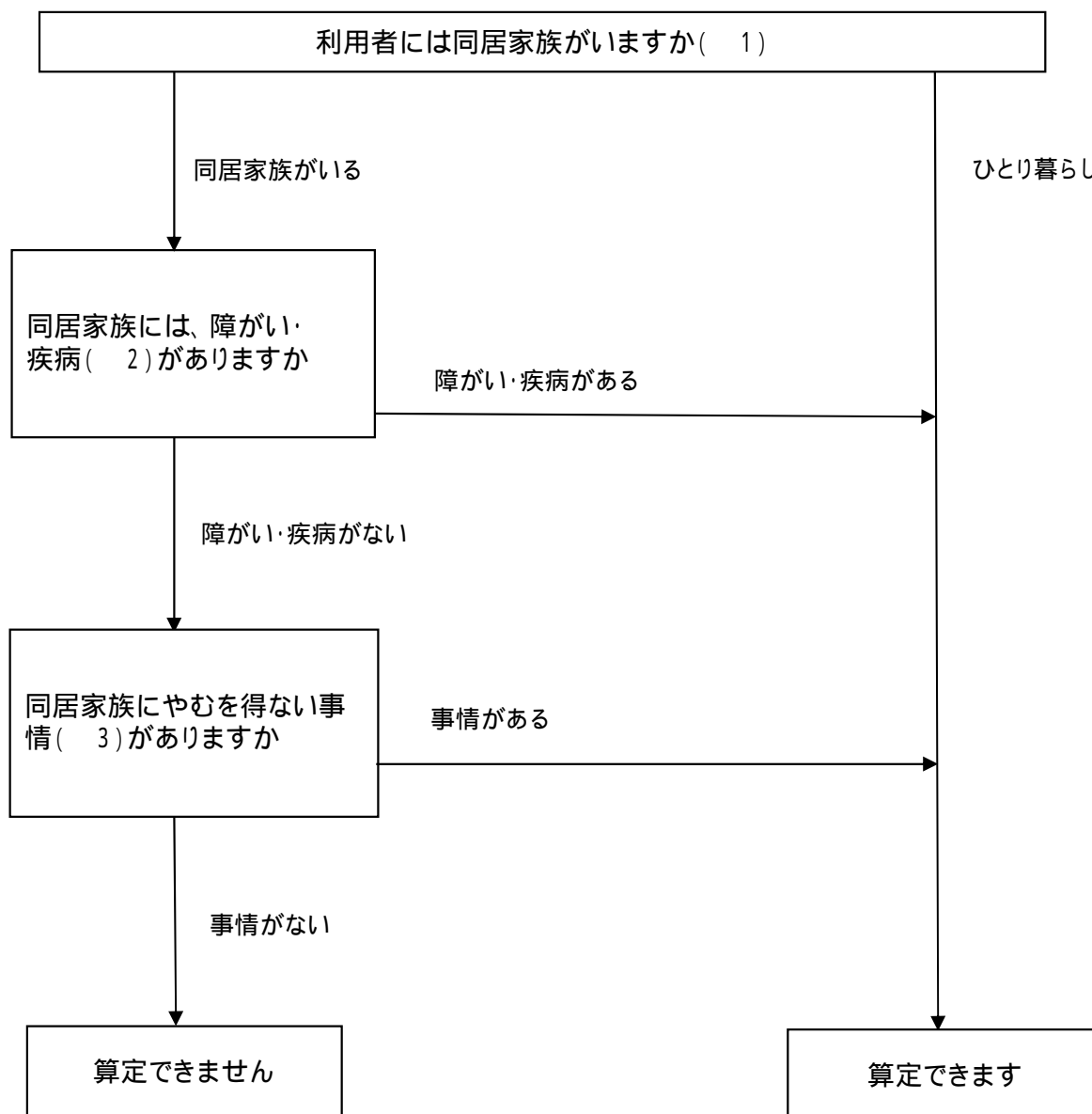


同居家族がいる利用者への生活援助算定チャート

訪問介護のサービスのうち、同居家族がいる方への生活援助は原則提供できませんが同居家族がいても場合によっては、提供することが可能となります。

次のチャート等を参考にご判断ください。



- 1:同居家族には、2世帯住宅や同一敷地内の離れにいる場合も含みます。
- 2:同居家族が単に障がい・疾病であることで判断せず、家事ができるかどうか、また、できることできないことを見極め検討します。
- 3:同居家族ができない状況をよく確認の上、サービス内容・回数等を検討してください。例えば、就労が理由である場合は、休日や勤務時間等を聞き取り、休日にできるものできないものの整理をしていただく必要があります。